

平成 24 年 12 月 20 日
社団法人 投資信託協会

「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の 一部改正について

I. 改正の目的

投資信託及び投資法人に関する法律第 137 条並びに本会規則「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」第 28 条及び第 43 条において、不動産投資法人(不動産投資信託)は投資主(受益者)に対し、一定の範囲内(減価償却費の 60%を限度)で利益を超えた金銭の分配(以下、「出資(投資元本)の払戻し」という。)をすることができるよう規定されているところである。

本会は昨年来、証券投資信託に係る分配金について、元本の払戻しを行う場合の留意すべき事項や開示すべき事項の改善を図ってきたところであるが、不動産投資法人(不動産投資信託)が出資(投資元本)の払戻しを行う場合においても、証券投資信託の取り組みを考慮する必要があることから、所要の検討を進めてきたところである。

この度、これらの検討を踏まえ、不動産投資法人(不動産投資信託)が出資(投資元本)の払戻しを行う場合の考え方及び基準の明確化を図る観点から、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の一部改正を行うこととしたい。

II. 主な改正の内容

1. 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則

(1) クローズド・エンド型の投資信託について、每期継続的な投資元本の払戻しを行う場合の遵守すべき事項を定める。 (第28条の2)

(2) クローズド・エンド型の投資信託について、每期継続的な投資元本の払戻し以外の投資元本の払戻しを行う場合の規定を定める。 (第 28 条の 3)

(3) クローズド・エンド型の投資法人について、每期継続的な出資の払戻しを行う場合の遵守すべき事項を定める。 (第 43 条の 2)

(4) クローズド・エンド型の投資法人について、每期継続的な出資の払戻し以外の出資の払戻しを行う場合の規定を定める。 (第 43 条の 3)

2. 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則に関する細則

(1) 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第 28 条の 2 第 2 項に基づき、

クローズド・エンド型の投資信託に係る社内規則等に盛り込む事項の具体的な内容を定める。(第5条)

- (2) 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第43条の2第2項に基づき、クローズド・エンド型の投資法人に係る社内規則等に盛り込む事項の具体的な内容を定める。(第5条の2)

3. 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則

- (1) 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第28条の2及び同規則第28条の3に基づき、クローズド・エンド型の投資信託について、投資元本の払戻しを行った場合、運用報告書に「当該金銭が収益の分配ではなく投資元本の払戻しである。」旨の明示及び当該投資元本の払戻しの水準の妥当性について、合理的なデータ等に基づいた客観的な根拠等を示す注記等を行うことを定める。(第22条第4号)

- (2) 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第43条の2及び同規則第43条の3に基づき、クローズド・エンド型の投資法人について、出資の払戻しを行った場合、資産運用報告に「当該金銭が収益の分配ではなく出資の払戻しである。」旨の明示及び当該出資の払戻しの水準の妥当性について、合理的なデータ等に基づいた客観的な根拠等を示す注記等を行うことを定める。(第26条第4号)

III. 実施日

この改正は、平成24年12月20日から実施する。